

に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ナプロロパニミの項中「規格K0128の42. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ナタニホスの項中「規格K0128の48. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ペンスリム（別名A B）の項中「規格K0128の56. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ペンヘンメタリンの項中「規格K0128の57. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ペンノルリン（別名スロシン）の項中「規格K0128の58. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メロポン（別名C A D）の項中「規格K0128の60. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表M C P Pのカリウム塩（別名M C P Pカリウム塩）、メコプロジメチルアミン塩（別名M C P Pジメチルアミン塩）、メコプロジメチルアミン塩及びメコプロジメチルアミン塩」を「規格K0128の60. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メチルメイルの項を削り、同表マヤノートの項中「規格K0128の11. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表マヤノートの項中「メタラキシル」や「メタラキシル及びメタラキシルM」を「規格K0128の61. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メチルケトルの項中「規格K0128の38. 2に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ペリソチカルブの項中「規格K0128の44. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表エドトペンロックスの項中「規格K0128の20. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表イミンクタンニン酢酸塩の項中「イミンクタンニン酢酸塩」を「イミンクタンニン酢酸塩及びイミンクタンニン酢酸塩」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月二十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設置されている福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）第二十七条第二項に規定する排水指定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する同条第四項に規定する排水指定事業場に係る排水指定事業場排水基準の適用については、平成二十八年十月二十日までの間は、改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第五の1の表及び2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前において改正前の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第六の1の表及び2の表に規定する方法で検定した場合の排水指定事業場排水基準の適用については、改正後の規則別表第五の1の表及び2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水・大気環境課）

福島県規則第二十五号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

行規則（平成二十五年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
 第十七条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十八条第一号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十五条第一号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県規則第二十六号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第四条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされるこの規則による改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

則(平成二十五年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項第三号中「条例第九十九条第三項に規定する利用者」を「条例第九十七条第三項に規定する指定通所介護等の利用者」に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「小学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

別表第二の一の表福島県営森合台の前団地の項中「〇・九五」を「〇・九四」に改め、同表福島県営笹谷団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に、「〇・八八」を「〇・八七」に、「〇・九二」を「〇・九一」に、「〇・九八」を「〇・九七」に改め、同表福島県営上川原田団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」に改め、同表福島県営御茶園団地の項を削り、同表福島県営島地団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県営雷神団地の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県営緑ヶ丘団地の項中「〇・八三」を「〇・八五」に改め、同表福島県営富田団地の項中「〇・九三」を「〇・九五」に改め、同表福島県営日和田団地の項中「〇・八九」を「〇・九四」に改め、同表福島県営八山団地の項中「〇・九三」を「〇・九四」に改め、同表福島県営東原団地の項中「〇・九一」を「〇・九三」に改め、同表福島県営鶴見坦団地の項中「〇・八〇」を「〇・九九」に改め、同表福島県営芦田塚団地の項中「〇・八九」を「〇・八七」に改め、同表福島県営松風の里団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」に改め、同表福島県営関川窪団地の項中「三十一号室まで」を「十六号室まで、十八号室、二十号室から二十二号室まで、二十四号室、二十六号室から二十八号室まで、三十一号室」に改め、「一、三十六号室、三十七号室」を削り、「〇・八四」を「〇・八二」に、「三十二号室、三十五号室、三十八号室及び三十九号室」を「十七号室、十九号室、二十三号室、二十五号室、二十九号室、三十号室、三十二号室及び三十五号室から三十九号室まで」に、「〇・八六」を「〇・八四」に改め、同表福島県営金勝寺団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に改め、同表福島県営白梅が郷団地の項中「〇・八九」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営対馬館団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表福島県営大坪団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県営松長団地の項中「〇・八一」を「〇・八二」に改め、同表福島県営東桜ヶ丘団地の項中「〇・九五」を「〇・九四」に改め、同表福島県営小川町西団地の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表福島県営仲町団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に改め、同表福島県営鬼越団地の項中「〇・八〇」を「〇・七九」に改め、同表福島県営梅ヶ丘団地の項中「〇・八二」を「〇・八一」に、「〇・八六」を「〇・八五」に、「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営四ツ波団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」

に改め、同表福島県営叶田団地の項中「〇・八一」を「〇・八二」に改め、同表福島県営高坂団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に、「〇・八四」を「〇・八三」に、「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表福島県営宮沢団地の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に、「〇・九一」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営秋山団地の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表福島県営南白土団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県営下荒川団地の項中「〇・八三」を「〇・八五」に改め、同表福島県営高坂南団地の項中「〇・八五」を「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表福島県営高坂西団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表福島県営富岡団地の項中「〇・七八」を「〇・七九」に改め、同表福島県営船戸団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営道珍団地の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表福島県営玉川団地の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表福島県営湯長谷団地の項中「〇・八二」を「〇・八五」に、「〇・八六」を「〇・八九」に、「〇・九二」を「〇・九五」に改め、同表福島県営滝尻団地の項中「〇・八五」を「〇・八七」に改め、同表福島県営上浅貝団地の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表福島県営鹿島団地の項中「〇・八八」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営下神白団地の項中「〇・八四」を「〇・八八」に改め、同表福島県営家ノ前団地の項中「〇・八八」を「〇・九〇」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二福島県営御茶園団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県規則第二十八号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に必要と認める図書)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)第一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「認定申請建築物」という。)が、知事が指定する機関により法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められた場合 当該機関が発行するその旨を証する書類(以下「技術的審査適合証」という。)
二 認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分に限る。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書(以下単に「設計住宅性能評価書」という。)により日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六